

お早めに!



市・県民税の申告期間は

2月16日(月)から 3月16日(月)まで

申告は正しくお早めに!

平成21年度(平成20年中の所得に対する)市・県民税の申告受付が始まります。この申告は、平成21年度住民税(市県民税・県民税)の基となるほか、国民健康保険税や介護保険料等の算定を行う上での重要な資料となります。申告が必要な方は、3月16日までに必ず申告してください。

市・県民税の申告

平成21年1月1日現在、下田市にお住まいの方は原則として市・県民税の申告書を提出していただくことになります。

申告が必要な方

- ▼営業・農業・不動産などの所得があった方
- ▼公的年金受給者で、社会保険料などの控除を受ける方やほかの収入があった方
- ▼給与収入のみのサラリーマンであるが、勤務先から市へ給与支払報告書が提出されていない方
- ▼給与以外に、報酬・原稿料・公的年金・家賃等の不動産収入・配当(特定配当等、申告不要の配当を除く)などの所得があった方
- ▼平成20年中に会社等を退職した方(再び就職し、前職分を合わせて年末調整した給与支払報告書が勤務先から市へ提出されている場合を除く)
- ▼国民健康保険に加入している方(所得の有無にかかわらず申告が必要です)
- ▼ご家族の扶養になつていて、仕事になかつたなど収入のなかった方も申告してください。

申告をしなくてもよい方

- ▼平成20年分の所得税の確定申告書を提出される方
- ▼会社を通じて市へ給与支払報告書が提出されている方(給与以外に所得がなく、年末調整済みの方)

申告に必要なもの

- ▼認印
- ▼給与・公的年金等の源泉徴収票
- ▼給与と公的年金以外の収入がある方は、平成20年中(1月から12月)の収入・支出がわかるもの
- ▼各種控除を受ける場合は次

- の書類
- ・配偶者特別控除
 - ・配偶者の所得金額がわかるもの(源泉徴収票など)
 - ・社会保険料控除
 - ・国民年金・国民健康保険料などの払込証明書
 - ・生命保険料・地震保険料控除
 - ・保険料の払込証明書
 - ・医療費控除
 - ・支払った医療費の領収書・レシート、健康保険や生命保険などで補てんされる金額の明細書
 - ・領収書等は整理し、支払った医療費・交通費の明細を便箋等に受診者ごとに病院別・日付順に記入し持参してください。(合計額を必ず計算しておいてください)
 - ・障害者控除
 - ・身体障害者手帳、療育手帳など
 - ・住宅借入金等特別税額控除
 - *平成11年から平成18年の間に住宅を取得等し、居住の用に供した住宅の控除が所得税から控除されない方は住民税から控除することができます。
 - この期間に申告をしないと控除が受けられませんので必ず期間内に申告してください。
 - その他の控除についてはお問合せください。

平成21年度 市・県民税申告受付日程			
月日(曜日)	受付地区	会 場	受付時間
2月16日(月)	須原	須原公民館	9:30～14:00
2月17日(火)	北湯ヶ野	北湯ヶ野公民館	9:30～11:00
	加増野	加増野憩いの家	13:00～14:00
2月18日(水)	箕作・相玉・椎原・宇土金・落合	基幹集落センター	9:30～14:00
2月19日(木)	横川	横川諏訪神社	9:30～15:00
2月20日(金)	大賀茂	大賀茂公会堂	9:30～11:30
	田牛	田牛区集会所	13:00～15:00
2月23日(月)	吉佐美	朝日公民館	9:30～14:00
2月24日(火)	須崎	須崎漁民会館	9:30～14:00
2月25日(水)	柿崎	柿崎公民館	9:30～14:00
2月26日(木)		外浦区集会所	9:30～14:00
2月27日(金)	白浜	白浜公民館	9:30～11:30
		板戸公民館	13:00～15:00
3月2日(月)	立野・蓮台寺・河内	稲生沢公民館	9:30～15:00
3月3日(火)	東中・西中・中・高馬	中公民館	9:00～15:00
3月4日(水)	大沢	上大沢区集会所	10:00～11:00
		下大沢農産物集荷所	13:00～14:00
3月5日(木)	四・五・六丁目・旧岡方村	市役所大会議室	9:00～16:00
3月6日(金)	一・二・三丁目		
3月9日(月)	東本郷・武ガ浜		
3月10日(火)	西本郷・敷根		
3月11日(水)	全地区		
3月12日(木)			
3月13日(金)			
3月16日(月)			

例年3月になりますと市役所大会議室の会場は大変混雑し、長時間お待ちいただく場合があります。申告はお早めをお願いいたします。

所得税の確定申告

所得税の確定申告が必要な方

〈給与と所得者の場合〉

- ▼給与や退職所得以外の所得が20万円を超える方
- ▼2か所以上から一定額を超えた給与をもらっている方
- ▼給与の年収が2,000万円を超える方 など

〈自営業者等の場合〉

- ▼所得の合計額から基礎控除などの所得控除の合計額を差し引いて算出した税額が、配当控除の額より多い方

確定申告すれば所得税が戻る方

確定申告をする義務のない方でも、次のような場合、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

- ▼ローンにより住宅を取得した方
- ▼一定の額以上の医療費を支払った方
- ▼年末調整で、扶養控除や社会保険料控除を受けていない方 など

市・県民税の申告

市・県民税の申告については、税務課市民税係 ☎ 2218 所得税の確定申告については、下田税務署 ☎ 0185 電話は音声自動案内になっています。この件の問合せは「0」を選択してください。



確定申告の受付

税務署の確定申告相談は 2月16日(月)から

下田税務署の確定申告相談を、道の駅「開国下田みなと」(特別展示室)で行います。

期間中は、下田税務署で確定申告の相談は行っていないのでご注意ください。

期間 2月16日(月)~3月16日(月)(土・日を除く)

受付時間 午前9時~午後5時

場所 道の駅「開国下田みなと」へイ・ステージ下田)2階 特別展示室